

令和6年度 池袋第一小学校いじめ防止基本方針

1 目 的

いじめは、子供の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法、東京都いじめ防止対策推進条例、東京都いじめ防止対策推進基本方針、及び、豊島区いじめ防止対策推進条例、豊島区いじめ防止対策推進基本方針に基づき、本校のいじめ防止対策の基本的事項を定める。

2 基本理念

- (1) いじめは児童の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす人権侵害である。いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処における対策は、すべての児童が生命を尊重し、安心して学校生活を送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるように取り組まなければならない。
- (2) いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処における対策は、児童の生命及び心身を保護し、児童をいじめから守り通すとともに、児童のいじめに関する理解を深め、児童がいじめを知りながら見過ごすことなく、いじめの解決に向けて主体的に行動できるように行われなければならない。
- (3) 学校におけるいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処における対策は、それらの取組を実効的に行うため、学校全体で組織的に取り組まなければならない。
- (4) いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処における対策は、学校はもとより、区、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめの定義

本校では、いじめを「児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの（いじめ防止対策推進法 第2条）」とし、本校においていじめが絶対に起こらないようにすることを目的とする。

4 いじめ問題への基本的な考え方

児童への指導

- (1) いじめる児童に対して、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を徹底させる適切な指導を行う。

- (2) いじめられている児童からの声を確実に受け止め、児童を徹底して守り通す。
- (3) 周囲の児童に対して、「いじめを見て見ぬふりしない」よう指導するとともに、児童会によるいじめ根絶に向けた主体的な取組を支援する。

指導の体制等

- (4) 特定の教員がいじめの問題をかかえこむことなく、学校が一丸となって機動的かつ組織的に対応することができるよう、校長のリーダーシップの下、教員の指導力と学校の組織力の向上を図る。
- (5) いじめの「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じたきめ細やかな対応の充実を図る。

地域性を踏まえて取り組む

- (6) いじめを「心のけが」ととらえる本校や他校のインターナショナルセーフスクール（ISS）の効果的な取組から、いじめに対する予防的な対応の充実を図る。
- (7) 積極的に、保護者やPTA、地域、豊島区教育委員会、関連諸機関等との連携を深め、組織的な取組ができるよう努める。

5 具体的な取組

(1) 未然防止

- ① 学校いじめ防止対策推進基本方針の策定
- ② 学校いじめ防止対策委員会の設置
 - 1) 構成メンバー：校長・副校長・教務主幹・生活指導主任・主任養護教諭・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラー・学年主任・学級担任・子どもスキップ所長 他
 - 2) 内 容
 - ・ 児童や学級、学年の様子について情報交換を行い、特にいじめの早期発見や早期対応が図れるようにする。また、学年主任・学級担任は、学年会等で学級の状況について話し合い、必要に応じて情報を提供する。
 - ・ 特に、いじめ実態調査を実施した月は、その内容把握と分析を行い、共通理解を図る。
 - ・ 通常の委員会は、月1回の開催を原則とする。
 - ・ 情報については、常に校長に伝えるようにし、校長が対応の必要ありと判断した場合には、必ず臨時の対策委員会を開催する。
 - ・ 臨時の対策委員会については、それぞれに出されたいじめの事例について、具体的方策を確認し、事実認定、調査等を行わせるようにする。
- ③ 心理検査の実施
 - 児童の学校生活に対する意欲や学級の満足度、対人関係に関する状況を把握し、いじめの未然防止に役立てる。
- ④ 学級担任による児童への積極的な働きかけと丁寧な観察記録
 - 学級担任は学級経営の責任者として、児童と積極的にコミュニケーションをとり、児童

との人間関係を構築する。朝は、児童の登校時刻前には教室へ行き、教室で児童の登校を迎えるようにする。また、週の計画と報告（週案簿）に、毎週の児童の様子を座席表に記録して管理職に提出し、児童の些細な変化をも見逃さないように努める。

⑤ 「いじめに関する授業」の実施

学習年間指導計画や道徳年間指導計画等に基づき、東京都教育委員会が作成した「いじめ防止教育プログラム」等を活用して、いじめ防止や人権問題について「特別の教科 道徳」の時間や特別活動等において、授業を実施する。

⑥ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

情報モラル教育の年間指導計画に基づき、セーフティ教室（３年生以上）等において、インターネットやＳＮＳを通じて行われるいじめ防止への指導についても的確に行う。また、保護者にも情報を提供し、家庭における指導に役立ててもらふ。さらに、フィルタリングソフトの利用や有害情報について、保護者に対する啓発を促進する。

⑦ 人権週間における取組

人権週間における校長の全校への講話、及び学級担任による学級指導や人権標語作成の活動を通して、「いじめ防止」や「人権」への意識を高める。

⑧ 児童会による主体的な取組

児童会（拡大代表委員会）による「学校生活をよりよくするキャンペーン」など、児童のいじめ根絶に向けた取組を支援する。

⑨ 学校だよりや保護者会の活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうため、学校だよりや保護者会を積極的に活用し、日頃から学校いじめ防止対策推進基本方針等について保護者に対し説明する。また、ホームページ等も活用して、広く区民にも啓発・周知を図る。

⑩ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底を図るためのいじめ防止研修の実施

いじめに適切に対応できる教職員を育成するために、いじめ防止に関する全体研修を実施する。（年間３回）

（２） 早期発見

① いじめ実態調査の実施

豊島区が作成した区独自のいじめ実態調査を実施し、いじめの早期発見を図る。（年間５回：４月・６月・９月・１１月・２月に実施）

② スクールカウンセラーによる全員面接

児童が気兼ねなく積極的にスクールカウンセラーに相談できる環境をつくるため、第５学年児童を対象に、年度当初にスクールカウンセラーによる全員面接を実施する。

③ 担任による面談の実施

児童との二者面談を随時行い、本人や友人のこと、学級のことなどを把握する。

④ 全教員による校内巡回等を通じた児童の観察

校長・副校長やスクールカウンセラー、特別支援教室専門員、全教員が校内巡回等を行い、児童の変化をいち早く把握する。また、学校全体で児童を見守っているというメッセ

ージを発する。

⑤ 児童情報の共有

校務支援システムC4t hの「いいとこみつけ」等を活用し、日頃から児童情報を記録するなど、学校単位で組織的に情報を共有できる体制を構築する。また、年度替わりの異動や学級担任の交代等により、いじめ問題への対応に遺漏が生じないように、引継ぎの徹底を図る。

⑥ 保護者アンケート・保護者相談の実施

学校評価等によるいじめに関する保護者アンケートや個別の保護者相談を随時実施し、保護者が相談しやすい環境を整備する。

⑦ 教育センター等の保護者への周知

豊島区立教育センターやスクールカウンセラーを年度初めにすべての保護者に紹介し、活用を図る。

⑧ 子どもスキップ池袋第一との連携

子どもスキップ池袋第一の職員に対し、児童の活動の中でいじめが疑われる場合には、直ちに情報を提供してもらえよう依頼しておく。また、所長にはいじめ防止対策委員会のメンバーとして会議への出席を要請しておく。

(3) 早期対応

① 把握した情報に基づく対応方針の策定

いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、いじめの解決のための対応方針を適切に策定し、学校全体で対応方針を共有して対応にあたる。

② 学校いじめ対策委員会を核とした役割の明確化

学校いじめ防止対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担を明確化する。

③ 児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

いじめの被害にあった児童の安全を確保するため、授業中や休み時間を利用した、複数の教員による毎日の声かけや生活指導夕会や職員夕会等を利用した情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスなどを軽減するため、スクールカウンセラー等を活用し、児童やその保護者のケアを行う。

④ 加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導等

加害の児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するため、個々の教員による単発な指導に終わることなく、学校いじめ防止対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ、加害の児童の保護者が自分の児童の指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害児童の保護者への助言を行う。

⑤ いじめを伝えた児童の安全の確保

いじめを伝えた児童を守り通すことを学校全体で共通理解し、教員同士の情報共有によ

る見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけなどを通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底して行う。その際、保護者とも緊密な連携を図る。

⑥ 教育委員会への報告と教育委員会との連携

早期に区教育委員会へ報告し、情報を共有する。教育委員会から当該情報の内容に応じて指導主事や区立教育センターの臨床心理士等を要請し、被害を深刻化させないよう連携を図る。

⑦ 学校いじめ防止対策サポートチームを通じた警察・児童相談センター等との連携・協力

1) 構成メンバー：学校いじめ防止対策委員会の構成員に加え、教育委員会職員（心理職・指導主事等）及び、学校が必要と認める者

2) 内 容：暴行や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、学校いじめ防止対策サポートチームを通じて、東部子供家庭支援センターや警察、都児童相談センター等と情報を共有し、対応策を協議する。

⑧ いじめ対策保護者会の開催

いじめの早期解決のためには家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、いじめ対策保護者会を速やかに開催し、保護者に対し、積極的に情報を提供する。また、これにより、保護者との連携・協力関係の構築を図る。

⑨ P T Aとの連携

P T Aの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、P T A役員等に情報提供するなど積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

（４）重大事態への対処

区の条例に基づき、いじめ問題緊急対策本部を設置し、教育委員会及び学校が一元的な方針の下、迅速かつ適切に対処する。

① 被害の児童の保護やケア、及び、スクールカウンセラーや区立教育センターによるケア

② 家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア（S S Wの派遣依頼）

③ 警察への相談・通報

④ 柚子の木教室への通級等の実施

⑤ 加害児童に対する懲戒や出席停止、別室での学習実施、及び、加害児童とその保護者に対するケア

⑥ 教育委員会への報告と連携

⑦ 東部子供家庭支援センターや都児童相談センター等の福祉機関や医療機関、及び主任児童委員や民生児童委員等との連携

⑧ いじめ対策緊急保護者会の開催

⑨ 教育委員会・区長の求めに応じた対応

（報告書・記録の作成、ヒアリングの実施、再調査の実施 等）